

別表第4 維持のための巡視、点検並びに検査の頻度及び内容（第13条関係）

(1) 巡視・点検

設備名	最高使用圧力			頻度	巡視，点検の内容
	高圧	中圧	低圧		
ガス発生設備（特定ガス発生設備，移動式ガス発生設備を除く。）	○			1日に1回以上	1 外観による変形，破損等の有無 2 臭気又はガス検知器による漏えいの有無 3 計測器等による温度及び圧力の確認並びに当該工作物の最高使用温度及び最高使用圧力との対比 4 自動制御装置の運転状況の確認
ガスホルダー		○		(注1) 7日に2回以上	
附帯設備（液化ガスを通ずるものを除く。）	○			1日に1回以上	
		○		7日に2回以上	5 回転機器類の定格出力との対比 6 作動部の凍結の有無 7 目視，液面計等による液面の確認
			○	7日に1回以上	
附帯設備（液化ガスを通ずるものに限る。）	○	○	○	1日に1回以上	
移動式ガス発生設備	○			3日に1回以上 但し，大容量（注2）以外の一の需要家の場合，ポンベ交換時までに1回以上	1 外観による変形，破損等の有無 2 臭気又はガス検知器による漏えいの有無 3 残存量の確認 4 供給圧力の確認（一の需要家以外の場合）
整圧器	○	○	○	1月に1回以上（注3）	臭気又はガス検知器による漏えいの有無及び圧力計による圧力の異常の有無

(注1) 球形ガスホルダーに侵入者警戒装置が設置されている場合にあっては、巡視及び点検の頻度を1月に1回以上とすることができる(球形ガスホルダーに侵入者警戒装置並びに巡視及び点検の内容を常時遠隔監視できる装置が設置されている場合にあっては、それによる監視に置き換えることができる。)

(注2) 移動式ガス発生設備であって、貯蔵能力が液化ガスの場合は100キログラム、圧縮ガスの場合は30立方メートルを超えるものをいう。

(注3) 整圧器からの漏えい及び圧力が測定できる遠隔監視装置が設置されている整圧器にあっては、それによる監視に置き換えることができる。

(2) 検査

設備名	最高使用圧力			頻度	検査の内容
	高压	中压	低压		
ガス発生設備(特定ガス発生設備、移動式ガス発生設備を除く。)	○ (注4)			(注5) 13月に1回以上	1 外観検査(必要に応じ、浸透探傷、磁粉探傷、超音波探傷等)による損傷の有無 2 ガス発生設備(液化ガスの気化器のみでガスを発生させるものを除く。)については、開放による内部検査 3 安全弁の損傷の有無(必要に応じ、その機能の確認) 4 自動保安機構の作動性(必要に応じ、警報装置及び計測装置の校正) 5 回転機器類の振動 6 ガスホルダー並びに貯蔵容量が1,000キロリットル以上の液化ガス用貯槽の基
ガスホルダー		○		25月に1回以上(注12)	
附帯設備(液化ガスを通ずるものを除く。)	○ (注4)			(注6)(注7) 13月に1回以上	
		○		(注6)(注7) 25月に1回以上	
			○	必要のつど	
附帯設備(液化ガスを通ずるものに限る。)	○ (注4)	○	○	(注6) 13月に1回以上(注13)	

					<p>礎レベルの確認 (注8)</p> <p>7 法令で定める定期自主検査においては、定期自主検査要領による</p>
移動式ガス発生設備	○			37月に1回以上	安全弁、緊急停止装置の作動の確認
導管 (定期自主検査)	○ (注4)			25月に1回以上	検査の方法及び対象設備については、ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)第48条、第49条、第107条、第108条、告示による検査方法の詳細は定期自主検査要領による
(技省令(注9)第51条による漏えい検査)	○	○	○	技省令(注9)第51条による	技省令(注9)第51条及び解釈例等による
整圧器 (定期自主検査)	○ (注4)			37月に1回以上	検査の方法及び対象設備については、ガス事業法施行規則第48条、第49条、第107条、第108条、告示による検査方法の詳細は定期自主検査要領による
整圧器(入口に不純物を除去する装置がある整圧器であって、一の需要家にガスを供給するためのもの並びに整圧器及び不純物除去装置の異常	○	○	○	入口に不純物を除去する装置がない整圧器 14月に1回以上 入口の内径が60ミリメートル以下の整圧器及び不純物を除去する装置で次に掲げる要件のいずれにも該当するも	分解点検

<p>時に供給安定性が確保できるもの（注10）を除く。）</p> <p>不純物を除去する装置（一の需要家にガスを供給するための整圧器の入口にあるもの並びに整圧器及び不純物除去装置の異常時に供給安定性が確保できる整圧器の入口にあるもの（注10）を除く。）</p>		<p>の</p> <p>124月に1回以上（注11）</p> <p>1) 最高使用圧力が0.3メガパスカル未満であること</p> <p>2) 道路に平行して埋設されている導管から需要家が所有し、又は占有する建物に引き込むための導管上に設置されていること</p> <p>その他の整圧器及び不純物を除去する装置</p> <p>76月に1回以上（注11）</p>	
--	--	--	--

（注4） 対象設備はガス事業法施行規則第48条及び第107条による。

（注5） 液化ガス用ガス発生設備の場合の検査の頻度は、以下に示す頻度とする。

- (1) 年間の運転時間が2,000時間以内のものは、「37月に1回以上」とする。
- (2) 年間の運転時間が2,000時間を超えるものは、「25月に1回以上」とする。

（注6） 以下に示す設備の場合の検査の頻度は、以下に示す頻度とする。

- (1) 不活性ガス等（不活性ガス、不活性の液化ガス及び空気をいう。）を通ずる設備の場合は、「必要のつど」とする。
- (2) 天然ガス等（天然ガス、液化天然ガス及び液化石油ガス（気化したガスを含む。）をいう。）を通ずる熱交換器及び熱量調整装置に属する容器の場合は、年間の運転時間が2,000時間以内のものは「37月に1回以上」、年間の運転時間が2,000時間を超えるものは、「25月に1回以上」とする。

（注7） ガス圧縮機の検査頻度は、「必要のつど」とする。

（注8） ガスホルダー（高圧のものを除く。）及び貯蔵容量が1,000キロリットル以上の液化ガス用貯槽の基礎レベルの確認で、次のいずれにも該当するものにあつては、3年に1回とすることができる（沈下状況の測定を行わない期間においては、1年に1回以上目視による検査を行うものとする。）。

- (1) 設置後5年以上経過したものであること。
- (2) 過去3年の測定結果が、いずれも次の式を満足するものであること。

$$h/L \leq 0.005$$

この式において、h及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。

h 貯槽の沈下による傾斜の勾配が最大となる基礎面又は底板上の二点間
(以下「二点間」という。)のレベル差(ミリメートル)

L 二点間の水平距離(ミリメートル)

- (注9) 「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」をいう。
- (注10) 整圧器及び不純物除去装置の異常時にも供給の継続が可能で、かつ2次側の圧力上昇を防止できる装置が設置されているもの。
- (注11) 整圧器の長期性能が確認されたものについては、点検の頻度をその長期性能を満足させる範囲内に置き換えることができる。
- (注12) 開放検査及び供用中検査は、一般社団法人日本ガス協会が発行する球形ガスホルダー指針に基づき行う。
- (注13) LPG貯槽の開放検査は、一般社団法人日本ガス協会が発行するLPG貯槽指針に基づき行う。